

鳥取県告示第175号

皆生温泉保護対策要綱（昭和57年鳥取県告示第1215号）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前		
<p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="220 723 778 766"><tr><td data-bbox="220 723 778 766">略</td></tr></table> <p>備考 「次の図」は、省略し、その関係図面を鳥取県生活環境部<u>くらしの安心局くらしの安心推進課</u>に備え置いて縦覧に供する。</p>	略	<p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="826 723 1385 766"><tr><td data-bbox="826 723 1385 766">略</td></tr></table> <p>備考 「次の図」は、省略し、その関係図面を鳥取県生活環境部<u>食の安全・くらしの安心推進課</u>に備え置いて縦覧に供する。</p>	略
略			
略			